

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本題】確定給付企業年金の平成28年度財政決算結果について	P1
【コラム】確定拠出年金における指定運用方法（新デフォルト商品）の導入について	P6

確定給付企業年金の平成28年度財政決算結果について

1. はじめに

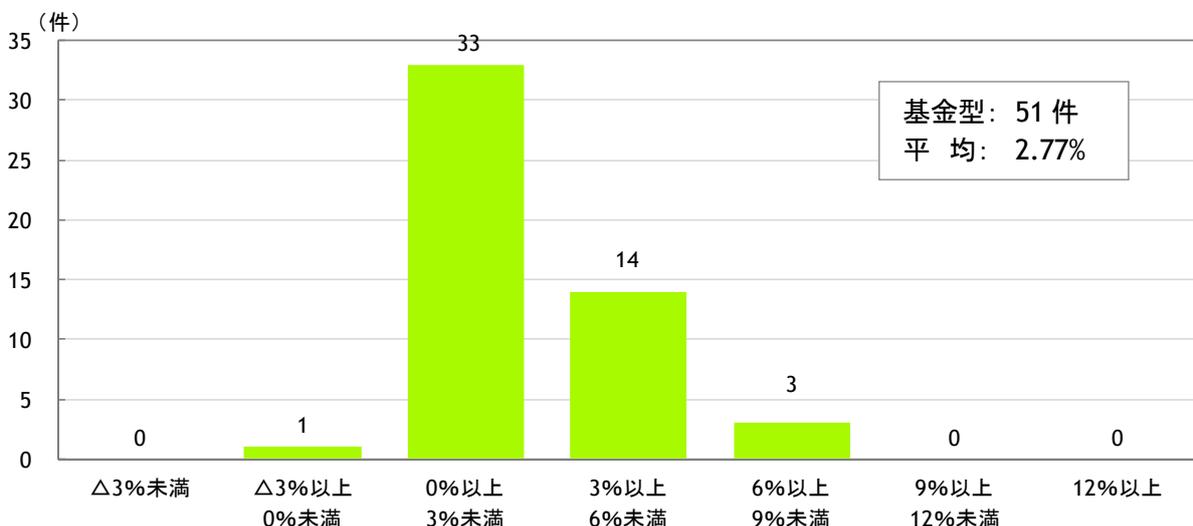
弊社に総幹事業務を委託いただいている確定給付企業年金制度の平成28年度財政決算結果（資産運用利回りおよび積立比率等の分布状況など）について、過去の推移を交えながら解説いたします。なお、基金型については平成29年3月末決算（全51件）を、規約型については平成28年9月末決算、平成28年12月末決算、平成29年3月末決算および平成29年6月末決算（全967件）を対象に集計しております。

2. 資産運用利回りおよび予定利率について

資産運用利回り（運用報酬控除後の時価ベース利回り）の分布状況は〈図1-①〉および〈図1-②〉の通りです。資産運用利回りの平均は基金型で2.77%（昨年度△0.85%）、規約型で2.72%（昨年度0.28%）となり、前年度から上昇しました。規約型の決算月毎の推移を見ると、前年度は平成27年9月末決算3.82%、平成27年12月末決算2.33%、平成28年3月末決算△1.44%、平成28年6月末決算△5.11%であったのに対し、当年度は、平成28年9月末決算△0.13%、平成28年12月末決算1.31%、平成29年3月末決算2.92%、平成29年6月末決算7.71%となっており、低下傾向にあった運用利回りが運用環境の改善に伴い上昇に転じています。

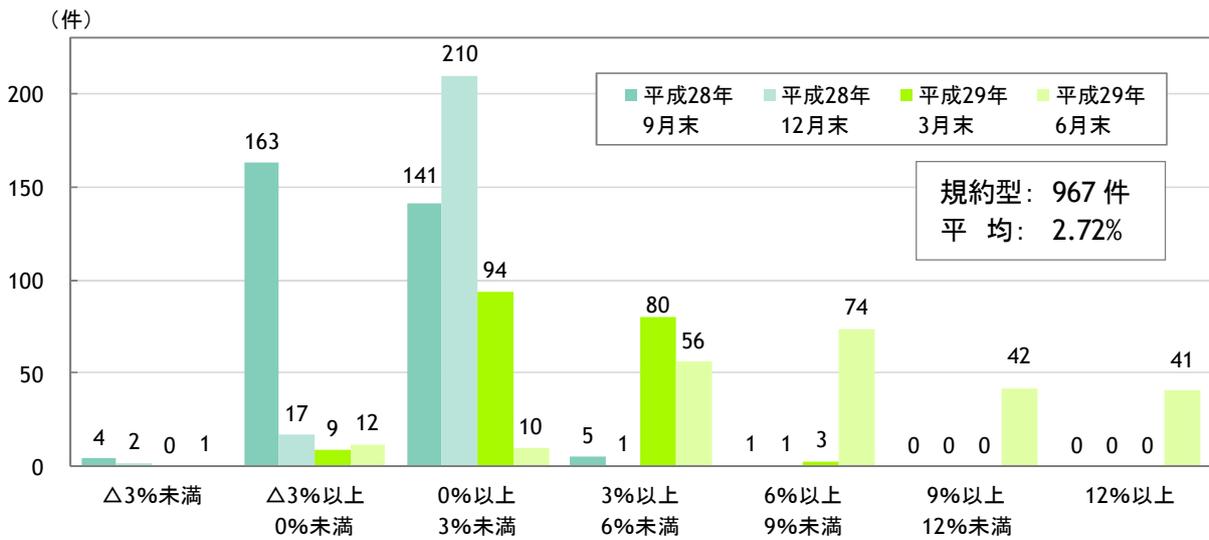
掛金率の算定に用いる予定利率の分布状況は〈図2-①〉および〈図2-②〉の通りです。基金型、規約型ともに2.5%付近に集中しています。

〈図1-①〉基金型における資産運用利回りの分布状況（平成29年3月末決算）

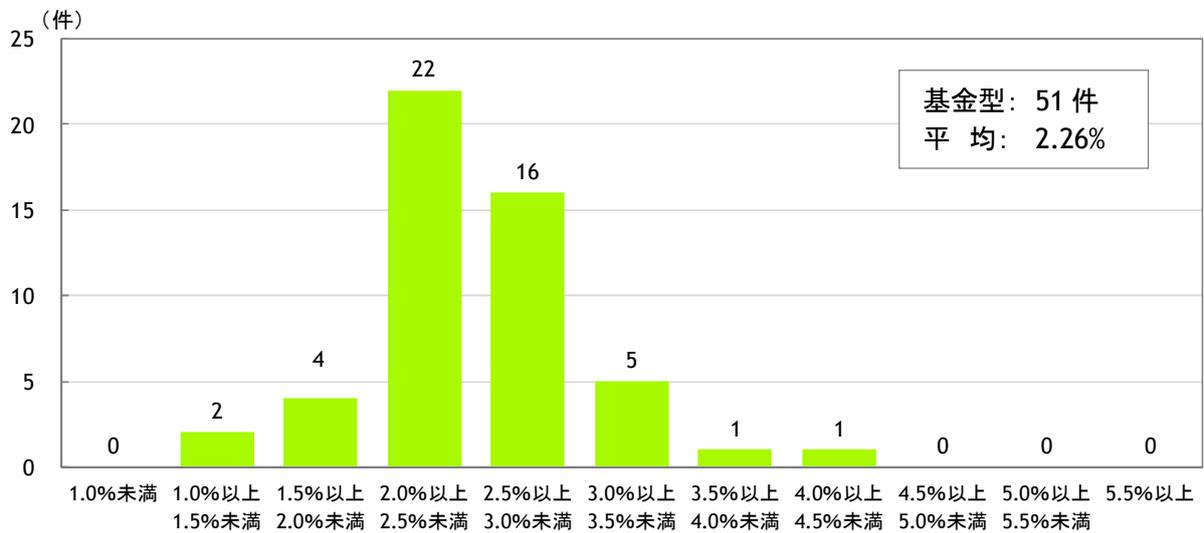


＜図 1－②＞規約型における資産運用利回りの分布状況

(平成 28 年 9 月末決算、平成 28 年 12 月末決算、平成 29 年 3 月末決算、平成 29 年 6 月末決算)

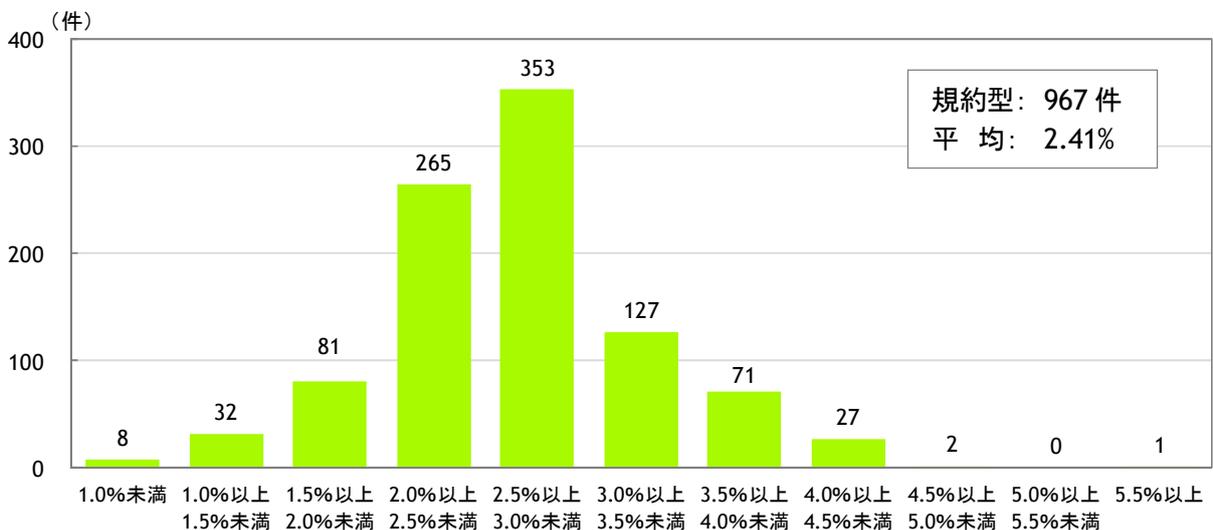


＜図 2－①＞基金型における予定利率の分布状況(平成 29 年 3 月末決算)



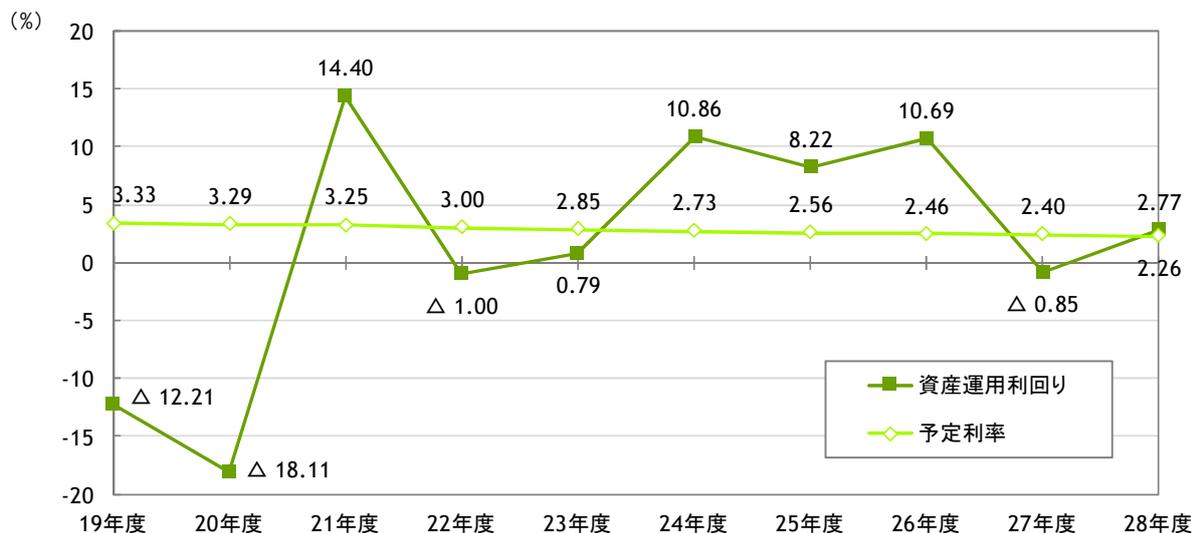
＜図 2－②＞規約型における予定利率の分布状況

(平成 28 年 9 月末決算、平成 28 年 12 月末決算、平成 29 年 3 月末決算、平成 29 年 6 月末決算)

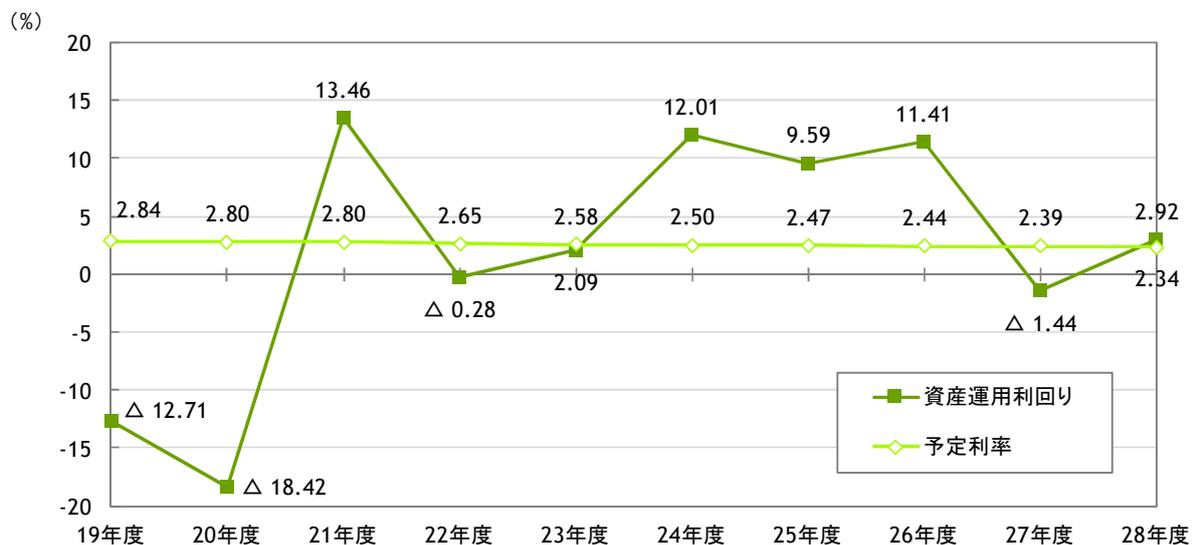


次に、資産運用利回りおよび予定利率の過去の推移を<図3-①>および<図3-②>にまとめました。3月末決算の制度のみを対象とした、過去10年間の資産運用利回りおよび予定利率の平均値です。資産運用利回りは、前年度は外部環境の悪化等を背景にした株安の影響等を受けて5年ぶりにマイナスとなりましたが、当年度は国内景気の回復等によりプラスに回復しました。予定利率は、財政運営の安定志向を反映して引き続き低下傾向にあります。前年度は資産運用利回りがマイナスに落ち込んだことにより、資産運用利回りの平均値が予定利率の平均値を下回りましたが、当年度は資産運用利回りの平均値が予定利率の平均値を上回りました。

<図3-①>基金型における運用利回りと予定利率の推移



<図3-②>規約型における運用利回りと予定利率の推移



(注)3月末決算のみを対象に集計。

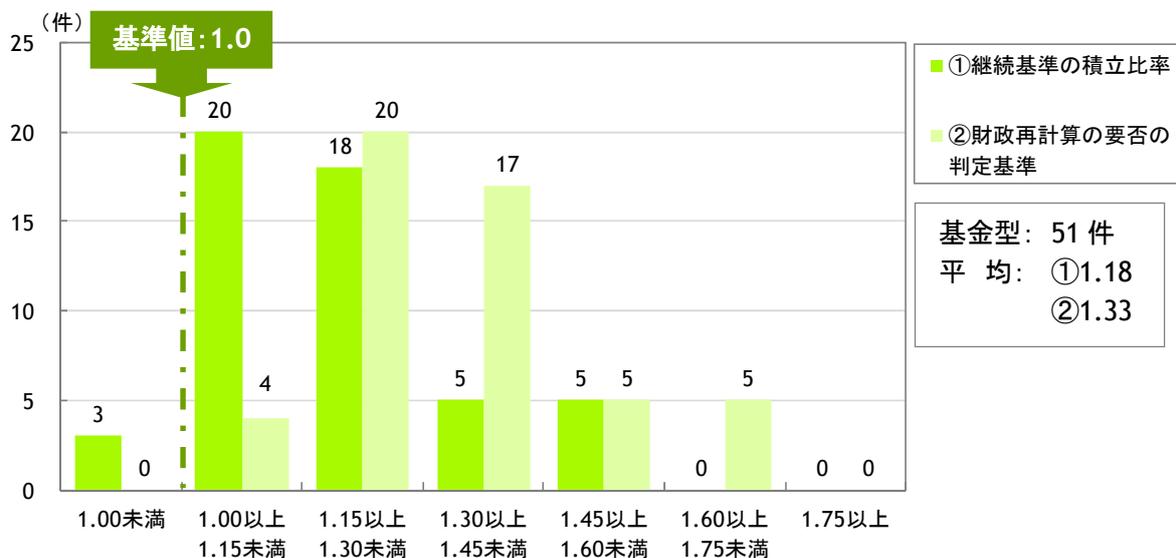
3. 継続基準の積立比率について

<図4-①>および<図4-②>は、継続基準の積立比率(=純資産額÷責任準備金)の分布状況です。継続基準の財政検証は、年金制度が今後も継続していく前提で将来の給付を賄うため必要な額(責任準備金)に対して積立金を十分保有しているかどうか検証するものであり、当該比率が1.00以上であることが求められます。ただし、1.00を下回っていても、財政再計算の要否の基準(=(数理上資産額+許容繰越不足金)÷責任準備金)が1.00以上であれば、財政再計算の実施を留保することができます。

「継続基準の積立比率」が基準値を下回る制度は、基金型で3件(前年度:1件)、規約型で44件(前年度:50件)でしたが、「財政再計算の要否の基準」において基準値を下回る制度は基金型で0件(前年

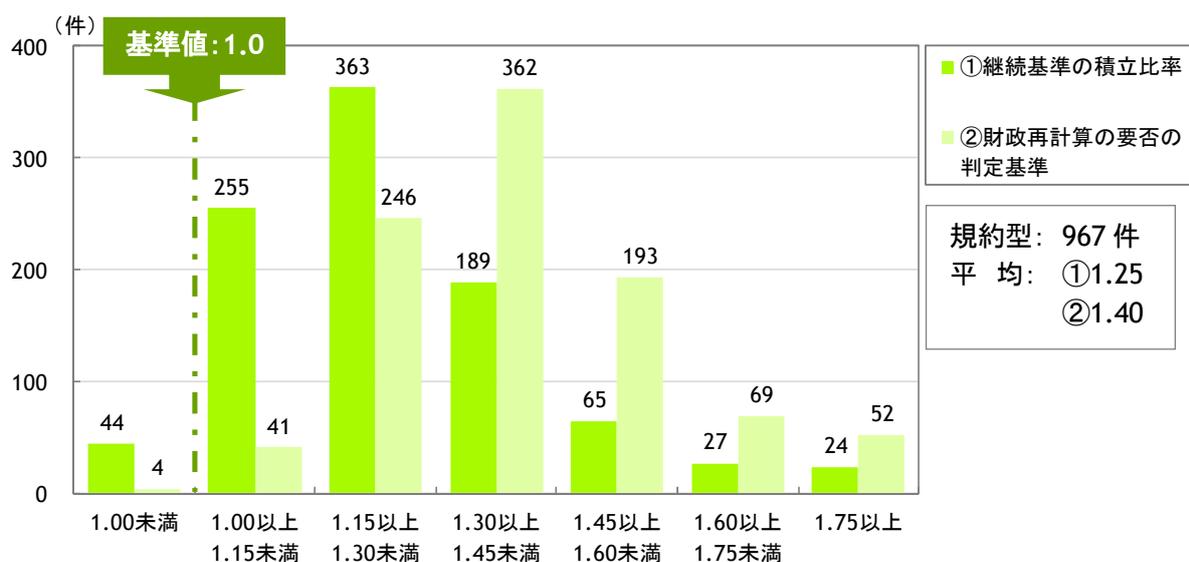
度：0件）、規約型で4件（前年度：5件）と、大半の制度において財政再計算の実施を留保することが可能と判定されました。

＜図 4-①＞基金型における継続基準の積立比率の分布状況(平成 29 年 3 月末決算)



＜図 4-②＞規約型における継続基準の積立比率の分布状況

(平成 28 年 9 月末決算、平成 28 年 12 月末決算、平成 29 年 3 月末決算、平成 29 年 6 月末決算)

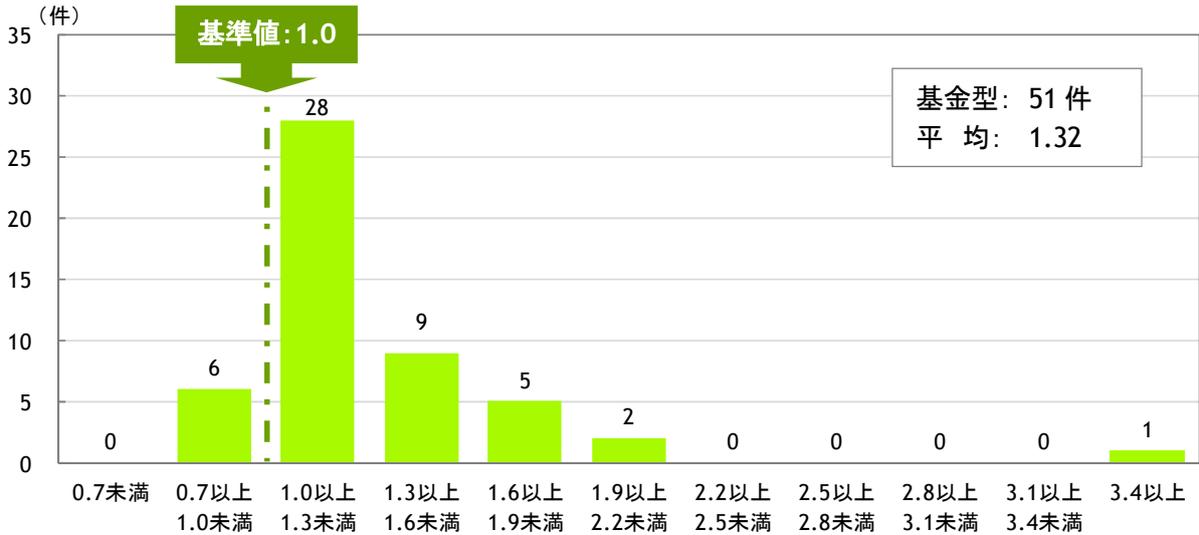


4. 非継続基準の積立比率について

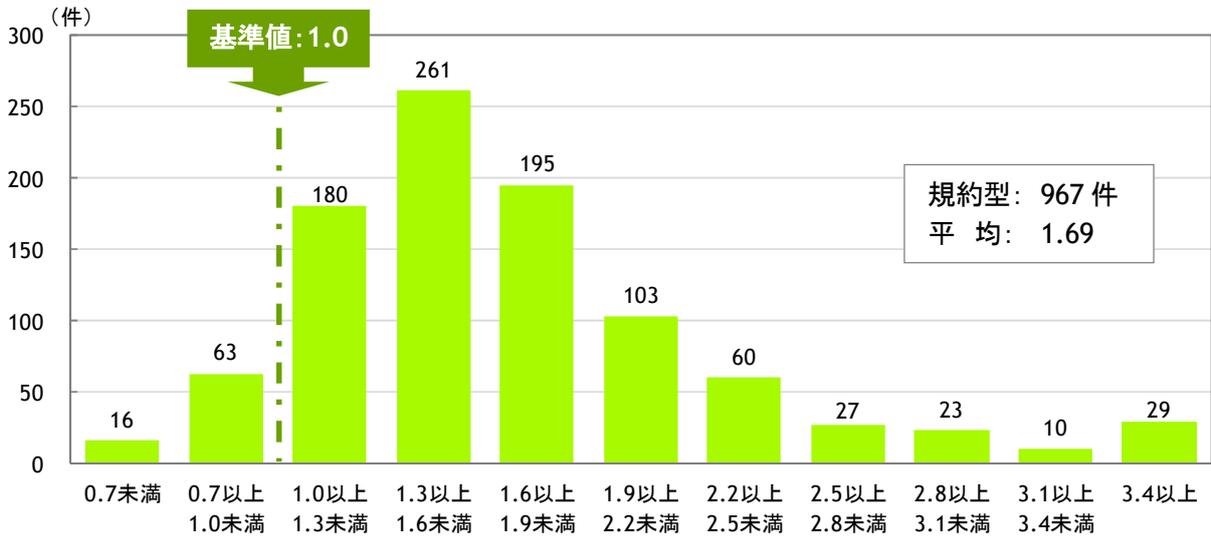
＜図 5-①＞および＜図 5-②＞は、非継続基準の積立比率（＝純資産額÷最低積立基準額）の分布状況です。非継続基準の財政検証では、年金制度を終了した場合に既に発生しているとみなされる債務（最低積立基準額）に対し積立金を十分保有しているか検証します。求められる基準値は、平成 28 年 9 月末、平成 28 年 12 月末では 0.98、平成 29 年 3 月末以降は 1.00 となります。

平成 28 年度の積立比率の分布状況は、基金型においては全体の約 88%（前年度：86%）、規約型においては全体の約 92%（前年度：92%）が基準値を上回っております。また積立比率の平均値は、基金型 1.32（前年度：1.24）、規約型 1.69（前年度：1.72）でした。基金型では厚生年金基金を解散し、一部の新たに企業年金基金を設立した先が平均を押し上げたこともあり積立比率が上昇したものの、規約型では非継続基準の予定利率が低下したことに等に伴い、低下しております。

＜図 5－①＞基金型における非継続基準の積立比率の分布状況(平成 29 年 3 月末決算)



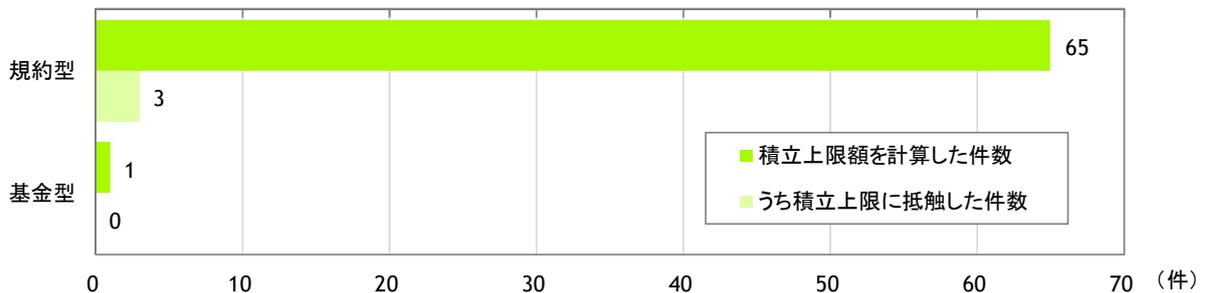
＜図 5－②＞規約型における非継続基準の積立比率の分布状況
(平成 28 年 9 月末決算、平成 28 年 12 月末決算、平成 29 年 3 月末決算、平成 29 年 6 月末決算)



5. 積立超過の財政検証について

積立超過の財政検証では、純資産の額が積立上限額を超過していないかどうかを検証します。積立上限額は、「積立上限額算出のための数理債務」と最低積立基準額のいずれか大きい額を 1.5 倍した額ですが、「積立上限額算出のための数理債務」は、より保守的な見込みで計算するため、財政検証における数理債務の額以上となります。そのため、純資産の額が財政検証における数理債務と最低積立基準額のいずれか大きい額を 1.5 倍した額を上回らない場合は、純資産の額が積立上限額以下となることが確実となるため、積立上限額の計算は不要とされています。

＜図 6＞積立上限額を計算した件数および積立上限に抵触した件数



<図 6>は、積立上限額を計算した件数および積立上限額に抵触した件数の状況です。積立上限額に抵触した制度は、基金型で0件（前年度：0件）、規約型で3件（前年度：5件）でした。積立上限額に抵触した場合は、当該額を上回る額を掛金から控除する必要がありますが、遅くとも当該事業年度の翌々事業年度の最初に拠出する掛金の額から控除を開始しなければなりません。

6. まとめ

平成 28 年度は、上半期の運用環境が芳しくなかった一方、下半期は運用環境が急速に改善したことから、年度全体としては継続基準の積立比率は横ばいとなっております。なお、別途積立金については、財政計算を行う事により取崩して掛金率を引き下げる事も出来ますが、リスクバッファが無くなることにより、不足金が発生すると財政検証に抵触し、財政再計算の実施が必要になる可能性が高まる点に注意が必要です。

非継続基準の積立比率は、基金型は上昇しましたが、規約型は低下しました。基金型の主な上昇要因としては、新たに企業年金基金を設立した先において、経過措置適用による厚生年金基金の給付の承継に係る最低積立基準額の控除額が大きかったため相対的に積立比率が高くなったことが挙げられますが、それらの影響を除くと、概ね昨年と同水準で推移していました。一方、規約型の低下要因としては、経過措置による適格退職年金制度の給付の承継分に係る最低積立基準額からの控除が平成 29 年 3 月末で終了したことに加え、平成 28 年 9 月末決算および平成 28 年 12 月末決算の先については運用環境の改善が今回決算で反映されなかったことなどが考えられます。また、足元でも国債の利回りは低位で推移しており、最低積立基準額の算出に使用する予定利率の低下に伴う最低積立基準額の増加に伴い、非継続基準に抵触するケースが増加することも予想されます。非継続基準に抵触した場合は特例掛金の拠出が必要になることも想定されるため、そのような事態を回避するため、数理債務の算出に用いる予定利率の見直しや、リスク対応掛金の設定等による積立水準の改善を検討することが考えられます。

（年金業務部 年金信託室 松島 宣節）

りそなコラム

確定拠出年金における指定運用方法（新デフォルト商品）の導入について

2016 年 6 月 3 日に確定拠出年金法等の一部を改正する法律（以下「改正 DC 法」）が公布され、複数の改正措置が段階的に施行されています。第 87 回のコラムのテーマは、2018 年 5 月 1 日から施行される指定運用方法（新デフォルト商品）に関する、ある運営管理機関の新人担当者「Aさん」と、その上司「B課長」とのディスカッションです。

A さん：B課長、企業型 DC を実施している X 社より、来年 5 月から施行される指定運用方法（新デフォルト商品）の導入に伴う事務や手続きについてお問い合わせを受けています。自分なりに理解しているつもりですが、確認のため、今般の改正概要や事務・手続等についてレクチャーして頂けませんでしょうか？

B 課長：わかった。まず、施行前のデフォルト商品の取扱いについて説明してごらん。

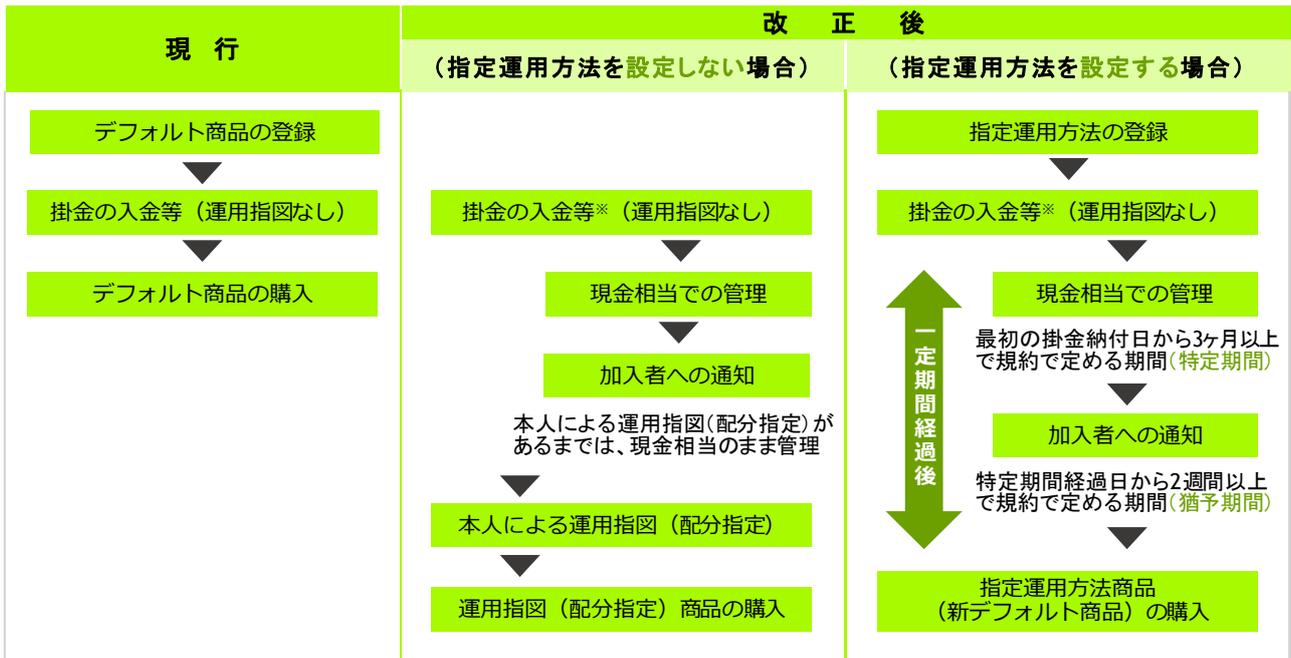
A さん：はい。DC の加入者が毎月の掛金等について運用指図（配分指定）を行わない場合、あらかじめ指定されているデフォルト商品に自動的に配分されます。運用指図が行われない場合でも、未指図になるリスクはありません。

B 課長：そうだね。次に、施行後の取扱いについて、概略を説明してごらん。

A さん：はい、施行後は、運用指図（配分指定）を行わないと、現金相当の資産（未指図資産）として管理されます。想定利回り（運用目標）が設定されている企業の場合は、想定利回りを超える利回りを達成できないため、退職金が企業の設定水準を下回るリスクがあります。

B 課長：その通りだね。なお、指定運用方法を導入するかしないかは、DC 規約毎に選択できるんだよ。法施行前と施行後の取扱いの違いは以下の通りだから、確認しておこう。

◆運用指図を行わない者に対する法改正前後での取扱いの違い



※ 定時拠出の入金以外に、制度移行金や他の DC 制度からの受換金の入金等も未指図資産の発生対象となる。

- A さ ん：施行前の旧デフォルト商品を購入している加入者は、施行後の取扱いはどうなるのですか。
 B 課 長：いい質問だね。実はこの改正は、施行後（2018年5月以降）に新たに加わることとなる者が対象となるんだよ。施行時点で旧デフォルト商品を購入している加入者は、「運用指図を行っている」と見做されるんだ。
 A さ ん：わかりました。ところで、私は指定運用方法の導入を DC 規約毎に選択できることを知りませんでした。導入の有無によって、どの様な違いがあるんですか。
 B 課 長：必要な対応については、下表を見てごらん。

◆指定運用方法(新デフォルト商品)導入の有無による対応の違い

業 務	導入しない場合	導入する場合
規約の変更	必要 現行のデフォルト商品購入の取扱が廃止されるため当該条項を削除	必要 ・指定運用方法を導入する旨規定 ・個別商品までの規定は不要
未指図資産の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・未指図資産はすべての契約に自動的に組込 ・加入者インターネットサービス上も「未指図資産」として残高等を表示 	
必要な届出書類	—————	指定運用方法登録・変更通知書 新デフォルト商品名、商品提供機関名、特定期間、猶予期間等を記録関連運営管理機関に登録

- A さ ん：導入する・しないにかかわらず、企業型 DC では規約変更が必要なのですね。
 B 課 長：その通りだ。どちらの場合でも、労使合意のうえ、DC 規約の変更承認申請（届出の可能性もあり）を厚生局に対して行う必要があるんだよ。だから、X 社以外の企業型 DC のお客さまにも、事前に案内する必要があるね。
 A さ ん：はい、課長。ちなみに、労使合意の際に、何か注意すべき点はございますか。また、指定運用方法を選定するための基準はあるのでしょうか。
 B 課 長：選定基準は、省令案では次の通りとなっているので確認しておこう。特に、想定利回りを設定している場合には注意が必要だよ。例えば、想定利回りが 2%とされているのに指定運用方法が「定期預金」では、必要とされる収益水準が確保される見込みが低いということで要件を満たさない可能性があるから、注意が必要だね。

◆指定運用方法(新デフォルト商品)の選定基準

○長期的な観点から、次の要件を満たすもの

- ・ 経済事情の変動による損失の可能性について、実施事業所に使用される企業型年金加入者の集団の属性等に照らして、許容される範囲内であること。
- ・ 運用から見込まれる収益について、当該集団に必要とされる水準が確保されると見込まれること。
- ・ 損失の可能性が、運用から見込まれる収益に照らして合理的と認められる範囲内のものであること。
- ・ 運用の方法に係る手数料等の費用の額の合計額が、運用から見込まれる収益に照らし、過大でないこと。

○指定運用方法の選定基準を満たすことができるよう、運営管理機関は事業主に対し必要な情報の提供を求め、事業主は必要な情報を提供しよう努める

○加入者等に係る原簿または帳簿において指定運用方法等に係る内容を記録する

出所：確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案(2017年9月26日公表)

B 課 長：それから、指定運用方法の選択肢とその特徴を以下にまとめたので、参考にするといいよ。そもそも DC では、加入者が自らの意志で商品を選択することが原則なので、指定運用方法の導入の有無にかかわらず、加入者に運用指図してもらうことが大事なんだよ。

◆指定運用方法の選択肢および特徴

選 択 肢	特 徴			
	元本の確保	期待リターン	インフレ対応	想定利回り達成
導入しない (現金相当の資産で管理)	○ 元本割れリスクなし	× ゼロ	× 実質価値が減少	× 可能性なし
導入する	元本確保型商品 (定期預金等)	○ 元本割れリスクなし	△ 実質価値維持の可能性が低い	△ 可能性低い
	リスク性商品 (バランス型投信等)	× 元本割れリスクあり	○ 元本確保型商品に比べて高い	○ 実質価値維持の可能性あり

A さ ん：ありがとうございました。B課長、最後にもう一つ質問ですけど、例えば、加入時に配分指定を100%行わせていけば、指定運用方法を指定する必要がないのではないですか？ また、デフォルト商品が購入された後でも、別の商品にスイッチングすることはいつでも可能ですよね。

B 課 長：加入時に投資教育を十分に行い、新規加入時に配分指定を100%実施している会社であれば、指定運用方法を導入しないという選択肢も考えられるね。ただし、運営管理機関の担当者としては「万が一に備えて、指定運用方法を指定してはいかがですか？」と案内することが必要だよ。また、スイッチングはいつでも可能だけれど、スイッチングの対象の資産が指定した商品に替わるだけで、掛金の配分指定をしない限り、次回以降の掛金は新たな未指図資産として管理されるので注意が必要だね。

A さ ん：わかりました。B課長、お時間を頂きありがとうございました。

(年金業務部 確定拠出年金室 登 弘二郎)

企業年金ノート 2017(平成29)年12月号 No.596

編集・発行：株式会社りそな銀行 信託ビジネス部 りそな年金研究所
〒135-8581 東京都江東区木場 1-5-65 深川ギャザリア W2 棟
TEL: 03-6704-3361 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <http://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>
りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>
確定拠出年金スタートクラブ: <https://dc-startclub.com/>